

第 2 6 回

上富良野町農業委員会議事録

平成 2 2 年 5 月

上富良野町農業委員会

上富良野町農業委員会 第26回農業委員会総会議事録

1 日 時 平成22年 5月11日

2 場 所 上富良野町役場 第3会議室

3 委員定数 次のとおり

席順	委員名	席順	委員名	席順	委員名
1	北川 正	2	佐藤 祥一	3	大場 健二
4	数山 善一	5	白井 一宏	6	川上 幸夫
7	青地 修	8	村上 隆司	9	瀬川 英幸
10	一色 悟	11	菊地 利夫	12	中瀬 実

4 出席した委員 次のとおり

席順	委員名	席順	委員名	席順	委員名
1	北川 正	2	佐藤 祥一	3	大場 健二
4	数山 善一	5	白井 一宏	6	川上 幸夫
7	青地 修	8	村上 隆司	9	瀬川 英幸
10	一色 悟	11	菊地 利夫	12	中瀬 実

5 欠席した委員

なし

6 遅刻した委員

なし

第25回 農業委員会総会議事録

会長挨拶 省略

諸般の報告 別紙（局長より報告）

日程第1 会議録署名委員の決定

4 番 数 山 善 一 君

5 番 白 井 一 宏 君

両君に指定決定する。

附議事項

日程第2 報告第1号 農業委員会事務監査結果の報告について

日程第3 諮問第1号 農用地利用集積計画の作成について

日程第4 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

日程第5 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

日程第6 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第7 議案第5号 土地の現況証明書下付について

第 26 回上富良野町農業委員会議事録

◎ 開 会

議 長 ただいまの出席委員は 12 名であります。
定数に達しておりますので、これより第 26 回上富良野町農業委員会を開会いたします。
直ちに、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。
日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。 「局長」

事務局長 「諸般の報告朗読説明」

議 長 以上をもって諸般の報告を終わります。

◎日程第 1 会議録署名人の決定

議 長 会議録署名委員の指名は、4 番 数山 善一 君、5 番 白井 一宏 君に決定いたします。

◎日程第 2 報告第 1 号「平成 21 年度事務監査の報告」

議 長 日程第 2 報告第 1 号「平成 21 年度事務監査の報告」についての件を、事務局に朗読させます。 「事務局」

事務局 「報告第 1 号朗読」

議 長 関係委員より報告に関する補足説明をいたします。
報告第 1 号について事務監査委員長 北川委員。

北川委員 平成 21 年度 4 月から 10 月までの監査を 4 月 5 日に行いました。結果は、法令業務等適切に処理されていると認めます。財務に関する事務、適正に執行されていると認められました。許可申請書等の文書は、整然と整理されていると認められるので今後も継続されたい。多くの事務書類を、前回の監査時点よりも整然と処理されているなど、事務処理が適正に行われていると認められました。以上です。

議 長 これをもって報告第 1 号の説明を終わります。
報告第 1 号について、発言はありませんか。

「発言なし」

議 長 発言がなければ、報告第 1 号を終わります

◎日程第3 諮問第1号「農用地利用集積計画の作成」

議長 日程第3 諮問第1号「農用地利用集積計画の作成」についての件を議題といたします。

事務局に朗読させます。 「事務局」

事務局 今回から、全体図を資料として配布してございますので参考としてご覧ください。
「諮問第1号朗読」

議長 関係委員より、提案に関する補足説明をいたします。
諮問第1号 所1番、所2番について、10番 一色委員。

一色委員 所の1について補足説明させていただきます。出し手、〇〇さんは65歳を過ぎたことから、離農することになり農地を売りに出されました。
所2の〇〇さんは、〇〇さん隣接する農地のみを規模縮小することで出されました。畑は、〇〇道路沿いの場所です。受け手の〇〇さんは、近くで牧草をすでに栽培していることから、肉牛用の飼料を生産するために売買により取得するものです。慎重審議のうえ、お認めくださいますようお願いいたします。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なしの声あり」

議長 これをもって質疑を終了いたします。
これより、諮問第1号 所1番を採決いたします。
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なしの声あり」

議長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長 これより、諮問第1号 所2番を採決いたします。
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なしの声あり」

議長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長 諮問第1号 賃1番について、1番 北川委員。

北川委員 出し手の〇〇さん、10数年前に離農して近所の方に賃貸借をしていましたが、期間満了したことから売買に出されましたが、受け手が見つからないことから、賃貸に変更して再賃貸借に出されたもので、〇〇地区の〇〇さんが近くに進退されている土地がございまして、合わせて賃貸していただけることになりました。反当7000円で斡旋が成立した所でございます。場所は、北〇〇号道路沿いの〇〇川を渡ったところでございます。畦が多い水田ですが、〇〇さんが受けてくれた案件です。慎重審議いただきまして、お認めくださいますようお願いいたします。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なしの声あり」

議長 これをもって質疑を終了いたします。
これより、諮問第1号 賃1番を採決いたします。
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なしの声あり」

議長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」

議長 日程第4 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の件を議題といたします。

事務局より、議案第1号を朗読させます。 「事務局」

事務局 「朗読説明」

議長 関係委員より、提案に関する補足説明をいたします。
議案第1号1番、7番について、5番 白井委員。

白井委員 1番は、〇〇地区の〇〇さんですけれども、去年の春に離農され〇〇さんが作業をしていましたが、賃貸借に出されたものです。所在地は、ゴミ処理場の500m上流にある農地です。〇〇さんは、前々回に規模縮小をしましたがこの農地を受ける適任者ということで成立したものです。

7番は、〇〇さんと美瑛町の〇〇さんの賃貸借でございます。慎重審議いただきまして、お認めくださいますようお願いいたします。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なしの声あり」

議長 これをもって質疑を終了いたします。
これより、議案第1号1番を採決いたします。
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なしの声あり」

議長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長 これより、議案第1号7番を採決いたします。
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なしの声あり」

議長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長 議案第1号2番について、提案に関する補足説明をいたします。
3番 大場委員。

大場委員 出し手の〇〇さんは、数年前に離農してしまして、〇〇地区の〇〇さんと賃貸借を結ぶものです。所在地は、北〇〇西号道路と西〇〇線道路に隣接する、「〇〇」の近くにある畑であります。受け手の〇〇さんは、〇〇地区で酪農を営んでいて毎年規模拡大をしている状態です。慎重審議いただきまして、お認めくださいますようお願いいたします。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なしの声あり」

議長 これをもって質疑を終了いたします。
これより、議案第1号2番を採決いたします。
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なしの声あり」

議長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長 議案第1号3番、8番について、提案に関する補足説明をいたします。
10番 一色委員。

一色委員 3番、出し手の〇〇さんは、春先に体調を崩しまして規模縮小することで、奥さんの実家であります〇〇さんの息子さんの〇〇さんとの賃貸借です。場所は、両方とも〇〇地区にあります。
8番、出し手の〇〇さんは団体職員で仕事の都合から農業は出来ないことから、受け手の〇〇さんと賃貸借契約を結ぶものです。農地は、宅地の周りとなっています。慎重審議いただきまして、お認めくださいますようお願いいたします。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なしの声あり」

議長 これをもって質疑を終了いたします。
これより、議案第1号3番を採決いたします。
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なしの声あり」

議長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長 これをもって質疑を終了いたします。
これより、議案第1号8番を採決いたします。
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なしの声あり」

議長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長 関係委員より、提案に関する補足説明をいたします。
議案第1号4番、5番について、2番 佐藤委員。

佐藤委員 出し手の〇〇さんは親子で、離農することで、東中で農業をしている娘さんのご主人の〇〇さんと今まで、作業受委託をしていましたが、作業受委託制度が手続きに手間がかかることから賃貸借契約を結ぶものでございます。
場所は、山手線沿いで農協の施設と並びと山手線を挟んで向かいの〇〇側と水田が〇〇会館の並びにございます。慎重審議のうえ、お認めくださいますようお願いいたします。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なしの声あり」

議長 これをもって質疑を終了いたします。
これより、議案第1号4番を採決いたします。
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なしの声あり」

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 これより、議案第1号5番を採決いたします。
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なしの声あり」

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 関係委員より、提案に関する補足説明をいたします。
議案第1号6番について、1番 北川委員。

北川委員 出し手の〇〇さん、受け手の〇〇さん、東〇〇線道路を挟みまして住んでいて親戚関係にあり、〇〇さんに作業をしてもらっていました。場所は、東中市街から東側に向かって〇〇線道路を超えた左手のところにある農地です。このたび、贈与ということで、〇〇さんに渡すものでございます。慎重審議のうえ、お認めくださいますようお願いいたします。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なしの声あり」

議 長 これをもって質疑を終了いたします。
これより、議案第1号6番を採決いたします。
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なしの声あり」

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長 関係委員より、提案に関する補足説明をいたします。
議案第1号9番について、9番 瀬川委員。

瀬川委員 出し手の〇〇さんは、高齢と体調を崩したことから〇〇地区の〇〇さんと賃貸借契約をするものです。場所は、北〇〇号の自衛隊の敷地に隣接したところです。慎重審議のうえ、お認めくださいますようお願いいたします。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なしの声あり」

議長 これをもって質疑を終了いたします。
これより、議案第1号9番を採決いたします。
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なしの声あり」

議長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長 日程第5 議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」の件を議題といたします。
事務局より、議案第2号を朗読させます。 「事務局」

事務局 「朗読説明」

議長 関係委員より、提案に関する補足説明をいたします。
議案第2号1番、2番について、11番 菊地委員。

菊地委員 1番、〇〇さんは〇〇地区で酪農をしていますが、今回の申請は、後継者の目途がついたことから、施設の拡充と住宅を建てることになり必要な土地の転用を申請するものです。住宅の建設については、農地法改正により、農業振興地域整備計画に盛り込まれることが必要となり、今回その手続きが完了することから建設を進めるものです。

申請地は、道道吹上線と既存宅地に隣接し必要最小限の転用となることから選定したものです。

つづきまして、2番〇〇さんは農業経営の合理化と生産性向上のため、農業用倉庫と堆肥場の整備を行うものです。

申請地は、北〇〇号道路と既存宅地に隣接していることから必要最小限の転用となることから選定したものです。慎重審議のうえ、お認めくださいますようお願いいたします。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。
「なしの声あり」

議長 これをもって質疑を終了いたします。
これより、議案第2号1番を採決いたします。
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。
「異議なしの声あり」

議長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長 これより、議案第2号2番を採決いたします。
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。
「異議なしの声あり」

議長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長 日程第6 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」の件を議題といたします。
事務局より、議案第3号を朗読させます。 「事務局」

事務局 「朗読説明」

議長 関係委員より、提案に関する補足説明をいたします。
議案第3号について、10番 一色委員。

一色委員 前回の総会で、農地法第4条の申請をしましたが、土地の名義が〇〇さんとなっていて、使用貸借を結ばれていないことから再度5条転用申請を行うもので、施設の建設計画に変更はありません。
申請は、農業経営の合理化と生産性向上のため行い、農地の転用は必要最小限となることから選定したものです。慎重審議のうえ、お認めくださいますようお願いいたします。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なしの声あり」

議長 これをもって質疑を終了いたします。
これより、議案第2号1番を採決いたします。
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なしの声あり」

議長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長 日程第7 議案第4号「土地の現況証明書下付について」の件を議題といたします。
事務局より、議案第4号を朗読させます。 「事務局」

事務局 「議案朗読」

議長 関係委員より提案に関する補足説明をいたします。
3番 大場委員より提案に関する補足説明をいたします。

大場委員 申請地は、○○の十字路を右側に入っていきます、○○を過ぎたところにある農地でございます。申請地は急斜面で雨による土砂流失が著しく、年に数回にわたり周辺道路をふさぐなど災害復旧をしていただくところでございます。
耕作には不向きな農地となっていることから、数年間、作付がされていないことか雑木等が繁った状態になっています。
4月27日に瀬川委員・数山委員と現地調査を行いまして、復元して農地利用をすることは困難なことから現況を判断して、農地外とすることが適当と判断しました。
慎重審議のうえ、お認めくださいますようお願いいたします。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なしの声あり」

議長 これをもって質疑を終了いたします。
これより議案第4号を採決いたします。
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なしの声あり」

議長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

本日の日程は、全て終了いたしました。

第26回上富良野町農業委員会総会を閉会いたします。

閉会（午後7時45分）

以上、報告1件、諮問1件、議案4件の審議を終了し議長が閉会を宣す。

午後 7時45分

上記農業委員会の顛末に相違ないことを証するため下記署名押印する。

平成22年 5月11日

上富良野町農業委員会 会長 印

上富良野町農業委員 印

上富良野町農業委員 印